

災害を受けたときの 税の減免などについて

大雨や台風、地震などで被害を受けたときには、税が減免されたり、納税が猶予されたりする場合があります。詳しいことは、次の窓口へお尋ねください。

- 〔国税：所得税など〕
天草税務署 ☎25110
- 〔県税：自動車税・不動産取得税・個人事業税など〕
県天草地域振興局税務課 ☎4239
- 〔市税：住民税・固定資産税・国民健康保険税など〕
市役所本庁・市民税課（内線1143）／固定資産税課（内線1152）／納税課（内線1112）

平成21年中に新・増改築した家屋は、同22年度から固定資産税の課税対象となります。新・増改築が完成したら早めに本庁・固定資産税課へご連絡ください。身分証明書

家屋の新・増改築、解体、用途変更はご連絡を！

大会議室。
※詳細は本庁・選挙管理委員会事務局（内線1162）へお尋ねください。

都市計画道路見直し内容の 説明会を開催

市では、未整備の都市計画道路の見直しを進めています。今回、牛深地区の「浦川岡東線」について、次のとおり説明会を開催します。

▼とき 8月24日（月）午後7時から。

▼ところ 牛深支所2階・会議室。

※詳細は本庁（別館）・都市計画課都市計画係（内線2626）または牛深支所・建設課建設係へお尋ねください。

広告取扱者を 募集します

市では、各世帯へ配布する「家庭ゴミの出し方カレンダー」への広告掲載事業に取り組みます。

を携帯した調査員が事前に連絡して調査にうかがいます。また、家屋の解体をしたときは「解家届」を、用途を変更したときは「用途変更届」を本庁・固定資産税課または各支所・総務振興課へ提出してください（届出書は、同課に備え付けています）。届け出がないと、解体前や用途変更前の固定資産税がいつまでも課税される場合があります。

※詳細は本庁・固定資産税課 固定資産税係（内線1152）へお尋ねください。

漁業調整委員 選挙人名簿登録申請を

9月1日現在で、天草不知火海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿を作成します。次に該当する人は申請書を提出してください。

▼資格 平成元年12月6日以前に生まれた人で、市内に住所または事業所があり、漁船を使って年間90日以上漁業を営む人または従事する人。

▼申請期間 9月1日（金）から

同5日（土）まで。
※申請書の配布・回収は各支所単位で行います。
※申請方法などについての詳細は、本庁・選挙管理委員会事務局（内線1162）または各支所・総務振興課 総務係へお尋ねください。

農業委員会委員立候補 予定者説明会を開催

任期満了に伴う、天草市農業委員会委員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。

▼資格 立候補予定者とその選挙事務責任者。

▼立候補できる要件 ①のいずれにも該当する人。①市内に住所がある人 ②選挙期日の年齢が満20歳以上の人 ③10アール以上の農地を耕作している農業経営主または同経営主と同居している親族、その配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。

▼とき 9月4日（金）午前10時から。

▼ところ 天草市民センター

資源物回収活動実施団体に報奨金を交付

市ではリサイクルを推進し、ゴミの減量化を図るため、資源物回収活動を実施する団体に報奨金を交付します。

▶対象団体＝各地区自治組織（行政区を除く）、PTA、地区子ども会、老人クラブ、婦人会、青年団などの営利を目的としない団体。

▶報奨金の種類＝次の2種類があります。

- ①回収量をもとに算定する報奨金…右表の報奨金単価に、品目別の回収量を乗じた金額（10円未満の端数は切り捨て）を交付。
- ②実施回数で算定する報奨金…年間を通して2回以上実施した団体に（実施回数 - 1回）×2,000円を交付（上限

品目	単価
古紙類	2円/kg
古布類	2円/kg
空きビン類	1円/本
空き缶類	1円/kg
ほかの資源物	1円/kg

- 1万円)。
- ▶申請方法＝本庁または牛深クリーンセンター、その他の支所の市民生活課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。
- ※交付を受けようとする団体は、事前に登録が必要です。
- ▶活動団体の登録申請期限＝4月から8月末日までに活動実績がある団体で報奨金の交付を受けようとする団体は、8月31日（金）までに登録手続きをしてください。（※9月1日以降から活動を始める団体は、活動の前までに登録手続きを済ませてください。）
- ▶報奨金交付の時期＝報奨金の交付は、団体の活動が終了後、前記①と②を合算して交付します。交付手続きについては、登録団体へ直接お知らせします。

【問い合わせ先】 本庁・環境課廃棄物対策係（内線1272）

「空き家情報バンク」に登録を！

市では、市内への移住・定住を希望する人に、空き家情報を提供するため平成20年度から「空き家情報バンク」を開設しています。

現在、皆様のご協力により、紹介できる登録物件（下表参照）は増加していますが、希望者に提供できるだけの十分な物件数には至っていません。

そこで、空き家を所有しており貸し出しが可能な人は、本庁（別館）・農業振興課へご連絡をお願いします。また、近所などに空き家があるときは、所有者に声をかけていただくなどのご協力をお願いします。

■「空き地情報バンク」にも登録を！

空き家と同様に、空き地についても「空き地情報バンク制度」を設けています。空き地を所有している人で貸し出しが可能な人は、本庁（別館）・農業振興課へご連絡をお願いします。

◆「空き家・空き地情報バンク制度」への 登録物件の状況（7月31日現在）

空き家	28件
空き地	13件

◆「空き家情報バンク制度」による空き家の 利用者と利用希望登録者の状況（7月31日現在）

利用者	2家族
利用希望登録者	59人

【問い合わせ先】
本庁（別館）・農業振興課都市農村交流係（内線2591）

◆「空き家情報バンク制度」イメージ図

